

『海外子会社社員の留守宅手当 帰国時の源泉徴収漏れに注意』

海外子会社へ出向している社員に対して、子会社から支給される給与が日本の水準より低い等の理由から、親会社が差額を「留守宅手当」等として支給することがある。子会社からの給与もこの留守宅手当も、赴任地での勤務に基因して支払われるため「国外源泉所得」に該当し、所得税の課税対象とならない。しかし、親会社での会議等、**日本を勤務地とする業務で一時帰国した場合には、給与及び留守宅手当のうち帰国期間に対応する部分は国内源泉所得に該当し、原則20.42%で課税される。**

ただし、日本と赴任地国との租税条約で「短期滞在者免税制度」が設けられている場合は、子会社からの給与が課税の対象から除かれる。免税の要件は、1) 日本での滞在期間が一課税年度又は継続する12カ月を通じ計183日未満 2) 日本の企業から、給与等の報酬が支払われない 3) 給与等の報酬が日本に所在する雇用者の恒久的施設によって負担(課税所得計算上の損金算入)されていない、の3つ。一方、留守宅手当のうち帰国期間に係る部分については2) を満たさず対象とはならないため「国内源泉所得」として源泉徴収が必要になる。子会社とのコミュニケーションにより、出向者の一時帰国に係る日程を漏れなく把握・管理することが必須であろう。



『地域課題解決ビジネスの手引き 全国10カ所でシンポジウム開催も』

中小企業庁はこのほど、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスといった地域の課題をビジネスの手法により解決に取り組む事業者の事業活動を促進するために、資金面の環境整備を目的として手引きを策定した。「金融機関」サイドへの手引きは、事業者に対して、ビジネスモデル等の事業内容を評価した融資(目利き融資)への取り組みを促すために、事業評価方法の一例をまとめている。また、「事業者」サイドへの手引きは、融資の際に提出を求められる事業計画書について、金融機関がビジネスモデル等の事業内容を評価できるよう、ポイントをおさえた事業計画書作成の一例がまとめられている。融資を受ける際の実務の基本情報から、融資面談の受け方、事例、融資以外の資金調達手段に関する情報も掲載された。



同庁は、これら「地域課題解決ビジネス」の普及を後押しするためのシンポジウムを全国各地で開催を予定。地域の実情に合ったテーマ設定やシンポジストを設定し、当該手引きはシンポジウム開催時に会場で無料配布される。千葉県での12月21日(月)開催を皮切りに、3月中旬まで青森、福岡、新潟、埼玉、大阪、岡山、愛知、神奈川、東京の全国10ヶ所の各都府県にて開催される。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com